

団体総合生活保険 (所得補償)

1 所得補償（精神障害補償特約付き）とは

国内外、業務中・外を問わず、**病気やケガにより8日間以上就業不能になった場合にてん補期間（1年間）以内で**、実際に生じた損失（就業不能期間）に応じて保険金が支払われる保険です。（骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により入院し働けなくなった場合についても、保険金をお支払いします。）

躁うつ病、統合失調症、神経衰弱などは対象となりますが、**妊娠・出産・流産、アルツハイマー病、認知症、性機能障害等は対象外**となります。
※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については裏面をご覧ください。

※こんな時に有効です 非常勤なので、有給休暇が使いつらい…。／入院中のアパート代が払えない！

※所得補償の保険料は、**所得税・住民税の生命保険料控除の対象**です。

※ご加入になられる方（被保険者ご本人）は、桐医会の会員に限られます。

2 月払い保険料と月額補償額（保険金額）

（基本級別1級、てん補期間：1年、免責期間：7日）

免責期間：保険金をお支払いしない期間をいいます。

てん補期間：保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

*所得補償の保険料は、月払いとなります

保険金額		1級保険料(精神障害補償特約付帯)※		
		G3:30万円タイプ	G5:50万円タイプ	G7:70万円タイプ
満 20～24歳		2,010円/月	3,350円/月	4,690円/月
満 25～29歳		2,310円	3,850円	5,390円
満 30～34歳		2,850円	4,750円	6,650円
満 35～39歳		3,540円	5,900円	8,260円
満 40～44歳		4,410円	7,350円	10,290円
満 45～49歳		5,280円	8,800円	12,320円
満 50～54歳		6,120円	10,200円	14,280円
満 55～59歳		6,480円	10,800円	15,120円
満 60～64歳		6,810円	11,350円	15,890円
満 65～69歳		10,320円	17,200円	24,080円

- ①保険期間：2024年8月1日午後4時～2025年8月1日午後4時（1年間）
- ②中途加入の方の補償開始は、申込月の翌月1日午前0時となり、補償終期は2024年8月1日午後4時となります。保険料の口座引落しは保険開始から3か月後の毎月6日（6日が金融機関休業日の場合、翌営業日）となります。
- ③団体割引：15%（500名～999名）
- ④上記年齢は、団体契約の始期日の8月1日時点での満年齢となります。（お支払いいただく保険料は職業・職務や年齢*1などにより異なります。上記は基本級別1級（医師、事務員等）の方を対象とした保険料です。）
※看護職の方でご加入を希望される場合は、総合お問合わせ先までご連絡ください。
- ⑤ケガ・病気によりお仕事を休まれた場合、最長1年にわたり補償いたします。なお、就業不能が始まった日から7日間については補償の対象となりません。（免責期間7日）
- ⑥保険期間の途中でご加入を止められる場合で、保険金をお支払いする事由が発生しているときは、未経過期間の保険料をご請求することがあります。
- ⑦募集期間：保険開始月の前月20日までにお申し込みください。
- ⑧保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満20歳以上の方に限ります。
*1 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。
- ⑨保険料払込方法：口座振替
- ⑩加入方法：「重要事項説明書」「加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。
【前年同等プランで更新される方】
今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き（加入依頼書のご提出等）は不要です（自動更新になります）。
【新規ご加入の方、変更を希望される方】
「加入申込書」に必要事項をご記入・ご署名の上、《お問い合わせ先》の代理店へご提出ください。

<ご加入の際の注意点>

1. 所得補償にご加入の際には、加入依頼書（健康状態告知を含みます）の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります（この場合、既に払い込まれた保険料は返還できません）。特に、被保険者（保険の対象となる方）の生年月日または満年齢、職業・職務、健康状態告知、他の保険契約の有無などは告知事項になりますのでご注意ください。過去の傷病歴や、現在の健康状態、年齢等によりご加入をお断りすることがございます。また、更新をご希望の場合も同様のお取り扱いをさせていただくことがあります。
2. 補償額タイプはご加入されている公的医療保険制度による給付内容などを勘案し、国民健康保険対象者の場合、平均月間所得額*1の80%以内で、健康保険対象者の場合、原則50%以内でお決めください。（くわしくは取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。）実際の事故の際は所得補償保険金額が事故直前12ヶ月の平均月間所得額よりも高い時は、平均月間所得額を限度として保険金をお支払いいたします（ご契約が複数ある時は、それぞれの保険金額の合計を指します）。
*1 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得*2の平均月額をいいます。
*2 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
3. 保険申込み時にかかっているケガや病気による就業不能については保険金のお支払いの対象となりません。（ただし、新規ご加入時の保険期間（ご契約期間）開始後1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金お支払いの対象となります。）

<ご加入後の注意点=通知義務> *下記変更が生じましたら速やかに取扱代理店へご連絡願います

（ご通知がない時は、保険金の支払額が削減されることがありますのでご注意ください。）

1. 被保険者の職業・職務が変更となる時
※保険期間の途中で被保険者の平均月間所得が加入時の額より減少した場合には、取扱代理店にご連絡の上、保険金額の見直しにつきご相談ください。
※次回更新時の注意事項：保険金請求状況や健康状態によっては、次回以降ご加入の更新をお断りすることがあります。
更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

3 団体総合生活保険 補償の概要等

ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【所得補償】

病気やケガによって所定の就業不能になった場合* 1 に、保険の対象となる方が被る損失に対して保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後、または病気やケガが治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

* 1 骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により所定の就業不能になった場合についても、保険金をお支払いします。骨髄採取手術に伴う入院補償特約が自動セットされます。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償基本特約+精神障害補償特約(所得補償用)	<p>病気やケガによって保険期間中に就業不能となり、その期間が継続して免責期間* 1 を超えた場合</p> <p>▶ 保険金額(月額)に就業不能期間(月数)* 2 を乗じた額をお支払いします。</p> <p>ただし、保険金額が保険の対象となる方の平均月間所得額* 3 を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業不能(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業不能 ・無免許運転や、酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業不能 ・妊娠または出産による就業不能 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業不能 ・保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業不能(所定の精神障害についてはお支払いの対象になります。) ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能* 1 * 2 ・就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初の保険契約の保険始期日から、その日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時時点で既に発生している就業不能等
	<p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p>	
	<p>* 1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、免責期間を適用しません。)</p>	
	<p>* 2 「てん補期間* 4 内の就業不能の日数」をいいます(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、4日を加えた日数をいいます。)。お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。</p>	
	<p>* 3 免責期間* 1 が始まる直前12か月における保険の対象となる方の所得* 5 の平均月額をいいます。</p>	
	<p>* 4 同一の病気やケガによる就業不能* 6 (または骨髄採取手術による就業不能)に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間(免責期間* 1 終了日の翌日からの期間)のことをいいます。原則として1年または2年となります。</p>	
<p>* 5 「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。</p>		
<p>* 6 就業不能が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業不能の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。)によって再び就業不能となった場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。</p>		
<p>* 1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガによる就業不能についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払対象となります。</p> <p>* 2 就業不能の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。</p>		

※「就業不能」とは、病気やケガの治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入依頼書等に記載の職業・職務に終日従事できない状態* 1 をいいます。

※「骨髄採取手術」とは、保険の対象となる方が、組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的として骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。

* 1 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも職業・職務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

<ご注意>

各種サービスのご案内は別紙をご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、表紙記載の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。